

を実施

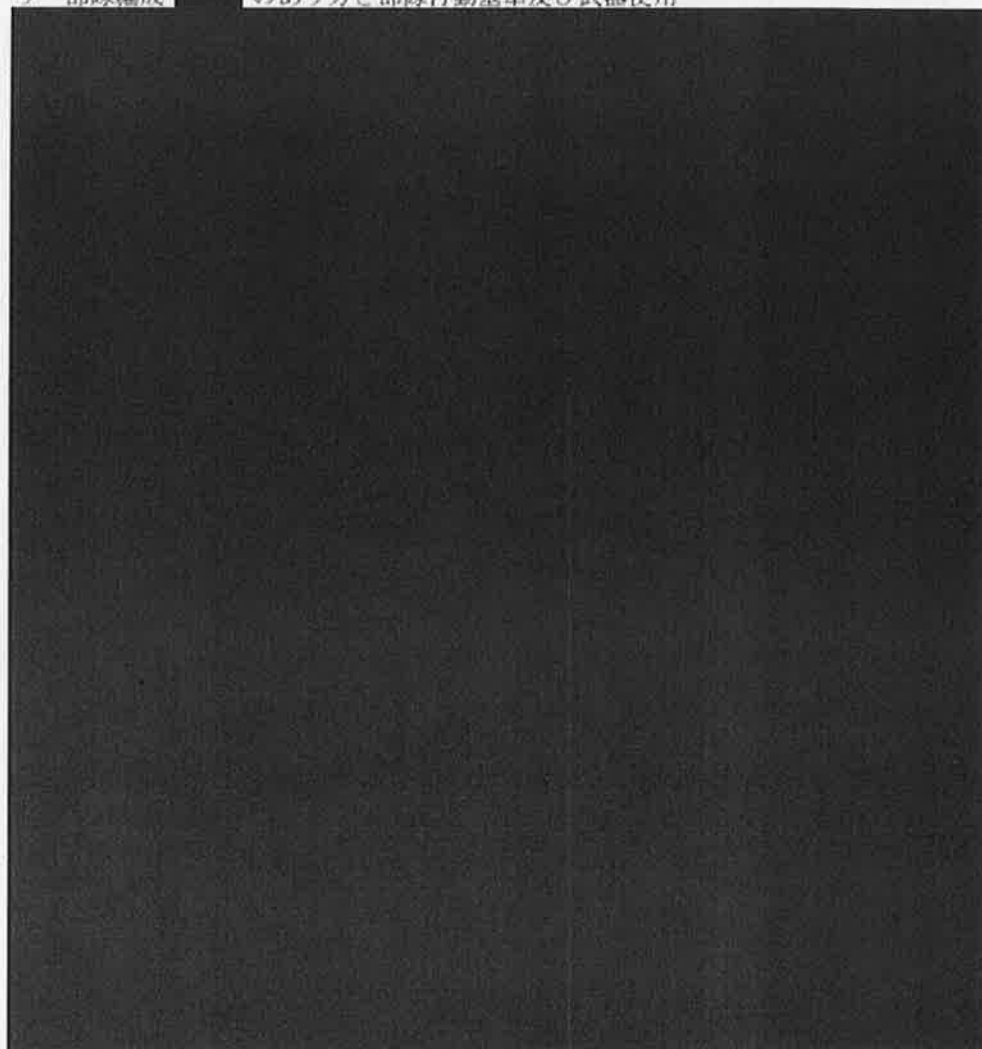
(d) 業務マニュアル

業務マニュアルを作成し、部隊が替わっても継続的に各機能が各種情報・
関連業務が遂行できるための基盤を構築

c 成果

- (a) 日本の行動が地元住民に理解され、地元住民からの歓迎と支援の獲得
各種親日デモ、サマーワ市民の日本支援署名
- (b) 陸上自衛隊の損害なし
ゲリラ（テロリスト）からの攻撃による人的被害なし
- (c) 人道復興支援任務の完遂

ウ 部隊編成 [] のあり方と部隊行動基準及び武器使用





(2) 教訓

ア イラク（ムサンナ県）での連合作戦に関する教訓

(ア) 全般

本派遣においては、国連の枠組みがなく、治安維持を多国籍軍に依存するとともに、復興支援は治安状況に左右されるという特性から、多国籍軍を統括する米軍、南東部を統括するMND（S E）司令部（英軍）及び陸自部隊の活動地域の治安維持任務を有する蘭・豪軍との連携は極めて重要であった。全般的に、その枠組み及び現地での連携要領は良好であったが、一方で調整や協議において難航する場面もあった。

多国籍軍に参加して活動する場合は、その枠組み、特に指揮関係、後方支援関係等を明確に整理する必要がある。また、現地においては、LO派遣や共同訓練等により連携を強める必要がある。

多国籍軍においては、S N Rを司令部に配置し、迅速円滑な意思決定を図る国がほとんどであり、今後の多国籍軍の一員として治安維持任務等を行い、司令部による部隊運用が直接的な影響を及ぼす場合は、S N Rを主要司令部に配置する必要がある。

(イ) 英蘭軍・英豪軍との調整を通じて得た教訓

a 相互の信頼及び理解の重要性

相互の信頼に基づき、事前の調整や綿密な計画の作成が可能となる。実際にマニュアルを作成することにより情報共有や意思疎通も可能となった。特に「相互の信頼と理解」、「事前の調整」、「綿密な計画」、「情報共有」、「意思疎通」は協力関係を向上させるために必要な要素である。

一方で、信頼感が損なわれると連合作戦に重大な支障を来すため、調整事項等の不備については、早急に誤解を解く必要がある。特に、「派遣目的の違い」、「民族性・文化・言語の違い」、「軍事的教養・法的制約の違い」等の差違は連合作戦における制約事項になる可能性がある。しかしながら、同じ軍人であり、一旦信頼感を醸成できれば、いかなる制約事項も克服可能である。

b LOによる情報共有の必要性

彼此の情報交換のみならず、連合作戦に係る陸自活動の制約等を理解させることにおいて有用である。

c SOP（マニュアル）の有用性

第3章 復興支援活動

国際平和協力活動におけるROEやSOPについては、言語・文化等の異なる各国軍による連合作戦には不可欠である。

d 平素からの相互運用性向上のための施策の推進

米国、アジア諸国等への留学による語学能力の向上、各国軍運用教義への通曉及び平素からの国際平和協力活動に係る陸自活動の制約等を理解させる上において有用である。

イ イラク（ムサンナ県）での民心をめぐる各種施策に関する教訓

（ア）ゲリラ（テロリスト）対策には民心の獲得が必要

人道復興支援活動では、その活動地域が安全であることが前提となるため、今回の復興支援では「民心の獲得」を重視

住民や地元部族と良好な関係を築くことにより、ゲリラ（テロリスト）に関する情報を早期に入手する等、テロ行為を防止することが可能

「ゲリラ討伐の99%は民衆工作、すなわち民心収攬だということである。池に水がいっぱいあれば魚はつかまりにくい。しかし、水を干せば簡単に捕まえられる。ゲリラは魚で民衆が水なのだ。良民とゲリラの分離を図らなければならない。民衆が討伐部隊と一体となって平和な生活を取り戻そうと決意したならば、いかなるゲリラでも一掃しうる。」（白善燁將軍：ゲリラとの闘いは人の心を巡る闘い）

ムサンナ県においても現地住民の支持があったからこそ人道復興支援が成功したといえる。

（イ）治安と復興の連鎖

自衛隊の活動の目的は人道復興支援であり、治安回復・維持活動ではないが、米軍をはじめとする多国籍軍が実施している治安回復・維持のための作戦と人道復興支援を目的とする活動は、相互に作用しつつその成果を蓄積すべき性格のもの。

a 治安回復により安全を確保し復興事業が容易となり、復興が促進

b インフラ再建が進み雇用が創出、豊かさが復活

c イラク国民の中に安定を求める機運が高揚

d イラク国民自身によってゲリラ（テロリスト）を排除

e 安定した社会の創生

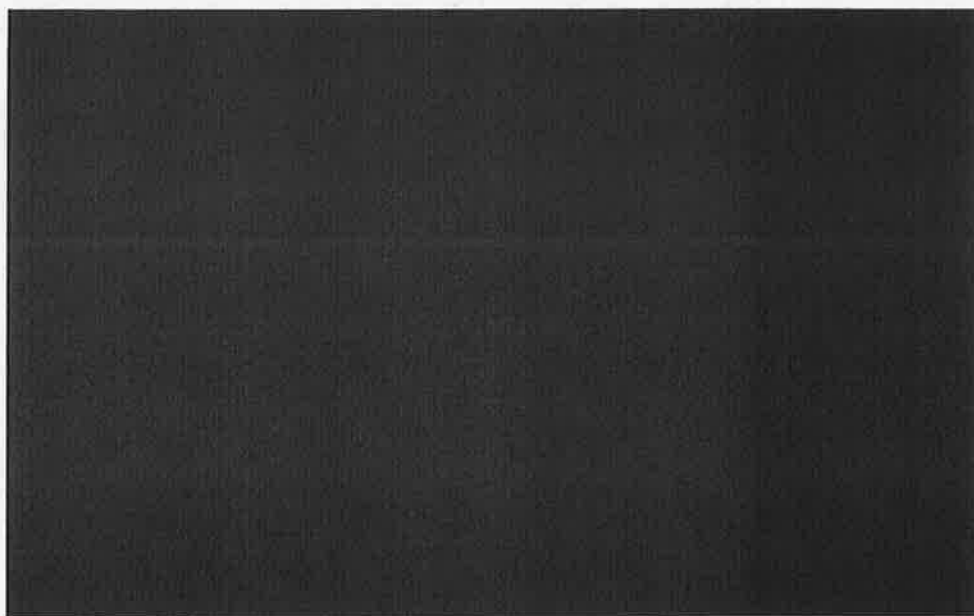
※ 安全と豊かさの連鎖

「治安回復・維持任務→安全→人道復興支援活動→豊かさ→治安回復・維持任務→安全→人道復興支援活動→豊かさ→・・・・・・」

作戦成功のためには、現地住民の民意の獲得、治安と復興の連鎖について着意することが必要

ウ 部隊編成 〃 のあり方と部隊行動基準及び武器使用に関する教訓

第1編 イラク人道復興支援行動史



(3) 提言

ア イラク（ムサンナ県）での連合作戦に関する提言

連合作戦においては、迅速に相互の信頼関係を構築し、互いの理解を得ることが重要である。

イ イラク（ムサンナ県）での民心をめぐる各種施策に関する提言

今後の国際平和協力活動及びゲリラ事態が予想される地域での活動は、現地住民の民意の獲得、治安と復興の連鎖について着意することが必要。

ウ 部隊編成 ■■■ のあり方と部隊行動基準及び武器使用に関する提言



1.2 教訓業務

(1) 陸幕が実施した施策

ア 全般

今回のイラク派遣にあたり、陸自として初めて組織的な教訓業務を実施した。そのため、教訓業務要員を現地に派遣して教訓収集レポートを中心とした教訓業務を行い、適切かつ安全なイラク派遣及び陸幕施策に資することを主眼に諸活動を実施し、次の成果を得た。

まず、国際活動における組織的な教訓業務に対して陸自として初めて取り組んだものであり、教訓業務の必要性を陸自として共通的に認識させる第一歩となった。

また、派遣準備間の復興支援群長等の各指揮官にとっては、現地発のレポートは、現地での活動や多国籍軍の実情を知る上での参考となる資料であった。

更に、89小銃の切り替え金のレポートの例に見られるように、イラクで使用している装備品の抱える問題点を把握する資料の一つであった。

加えて、派遣当初のMINIMIの暴発事案が派遣終了後に報道された際、この事案に関するレポートが、後の陸幕の業務に寄与した成果も挙げられる。一方、イラク教訓業務の問題点として、現地教訓業務要員の編成・任務上の問題、研本として担う教訓業務が不明確であった点及び「教訓週報」が分析を経た教訓の発信ではなかった点がある。

イ 教訓業務における事実経緯

(ア) 15. 4. 23 イラク自由作戦における教訓

研本イラクPJにより、イラク自由作戦の概要及び展望についてまとめを実施。

(イ) 15. 12. 19 イラク派遣大綱による教訓業務実施要領

- a 方針：陸自はイラク人道復興支援活動を通じて得られる教訓をじ後の派遣活動及び陸幕施策に反映させることを主眼とし、専門の組織により教訓業務を行い、円滑な復興支援活動に資する。
- b 指導要領：陸幕及び研本をもって教訓資料の収集、評価及び分析を行い、派遣活動及び陸幕施策に反映させる。
- c 本復興支援活動に係わる教訓の定義：
 - ・陸幕、派遣部隊の復興支援活動に関する業務の改善
 - ・中、長期的視点から陸自の運用、編成・装備、教育訓練等の改善
 - ・陸自の部隊及び隊員の全般的識能の向上

(ウ) 16. 2. 3～18. 7. 25 現地教訓業務要員をイラクに派遣

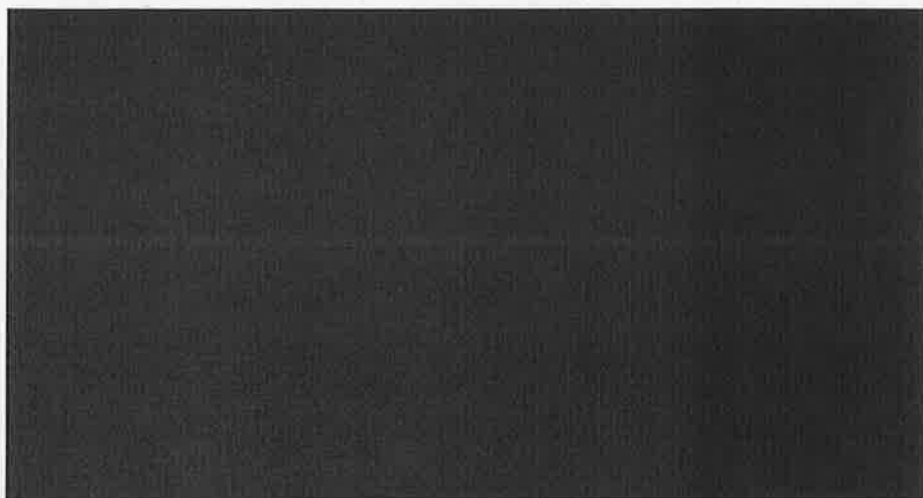
イラクに派遣する要員のうち教訓業務に係わる要員（業支隊「研究」＝「現地教訓業務要員」）を組織に組入れ教訓業務処理を行う。

派遣部隊等から復興支援活動に関する教訓資料を収集

a 現地教訓業務要員の派遣実績

当初の1次群派遣時から撤収時の10次群派遣間まで、

第1編 イラク人道復興支援行動史



e 教訓収集レポートの内容上の特徴

教訓収集レポートは、専門家による分析を加えたものではなく、教訓資料として、主に現地で掴み得る事実の部分を記載したものを発信

(エ) 16. 5. 24 教訓収集レポート86号

部隊交代時期の暴発事案「MINIMIの暴発」

(オ) 17. 10. 1～17. 11. 31 教訓中間取りまとめ

研本イラク教訓業務実施グループによりイラク教訓の中間取りまとめを行い、陸幕長に対して「陸幕が行う復興支援活動に関連する事項の教訓」を報告

(カ) 17. 10. 28 教訓収集レポート196号

7次群装備改善意見「89式小銃の切替がね(1回目)」

(キ) 18年3月頃 89小銃切替がね

一般部隊に調達(Abn、WAIR)

(ク) 18. 5. 11 教訓収集レポート208号

9次群装備改善意見「89式小銃の切替がね(2回目)」

(ケ) 18年9月頃 派遣当初の暴発事案が報道される

16年5月「MINIMIの暴発」に関する陸幕長記者会見

(コ) 18. 10～19. 3 教訓の取りまとめ

研本イラク教訓業務PJにより陸上自衛隊のイラク復興支援の教訓のとりまとめを行い、陸幕、各方面總監部等で巡回説明を実施した。

(2) 教訓

ア 派遣先において教訓業務に専念できる現地教訓業務要員の編成上の地位・役割の明確化

イラク派遣に当たって、現地教訓業務要員を部隊派遣時に業務支援隊の中に編成した。更に、陸幕及び研本からなるイラク教訓業務組織を、派遣大綱の規定により編成したが、それらの地位・役割が不明確であった。

イ 組織的な教訓業務の実施

イラク派遣の教訓業務では、イラク教訓業務の目的及びE E Iの確立並びに研本が担う教訓業務が不明確であった。

明確なE E Iがなく、また現地教訓業務要員の独断・裁量で教訓収集レポートが発せられている。

その結果、レポートの内容が、派遣部隊が自ら報告すべき所謂戦闘要報や各種業務報告の内容と重複する部分も少なからず存在した。

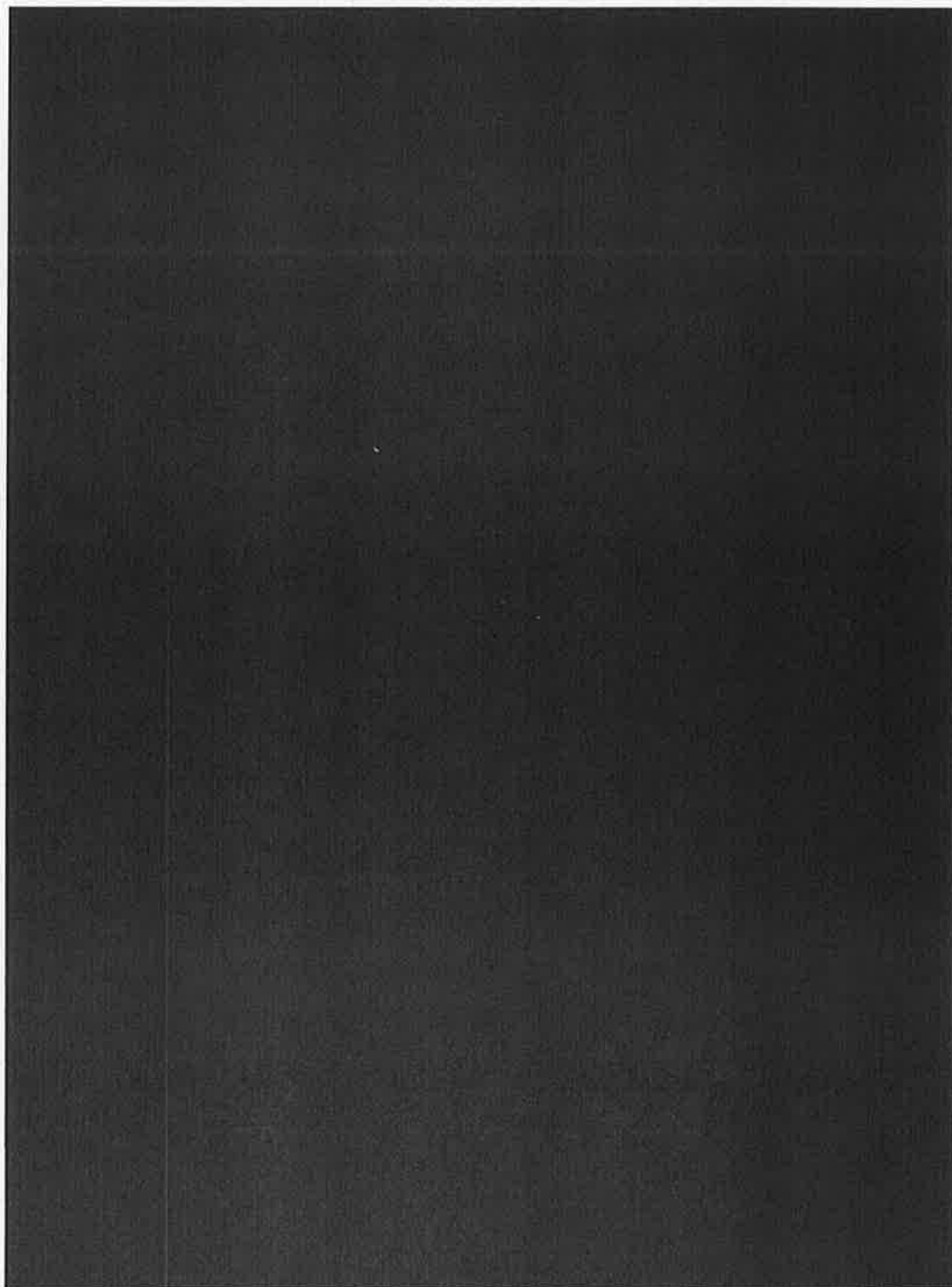
装備品の改善に関しては、派遣当初は陸幕の機能毎の系統による装備の改善がなされていたが、2年半を通してはその改善の態勢が維持されなかった。

派遣当初を過ぎた時点において、現地で使用されている装備品に関する教訓収集レポートが発せられていたが、現地における装備改善や新たな調達に教訓収集レポートによるものではなく、装備系統による情報収集に基づくものであった。

本来の、陸幕、派遣部隊及び研究本部という三つの部署がそれぞれ組織的に実施する教訓業務が不十分であった。

更に、過去のカンボジアや東チモール派遣の際の兵站準備の教訓が蓄積、活用されていない部分もあり、補給処等の関係部署が有する教訓を将来の海外派遣時に活用できるような教訓業務の制度化の整備も必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史



ウ 一次資料や教訓資料を分析して教訓を案出する教訓業務実施要領の確立

今回のイラク派遣において発せられたレポートは、現地の事象に特化したものがほとんどであり、一次資料の枠を超えないものであった。

時に受け手の認識を誤らせるようなレポートが現地から発せられたこともあった。

更に、レポート類を分析するための専門家による組織的な業務もなされておらず、当初期待した有益な教訓の案出にはいたらないケースがほとんどであった。

(3) 提 言

ア 将来の海外派遣においては、派遣先において、現地教訓業務要員が教訓業務に専念できるような編成とし、現地教訓業務要員の地位、役割及び権限を明確にするとともに、それらの事項を派遣大綱の教訓業務の項に規定する。

また、陸幕、各部隊及び研本が実施する教訓の守備範囲を明確にしておく。

イ 組織的な教訓業務を実施する為、次の三つの部署がそれぞれの教訓業務を実施する。

(ア) 陸 幕

人事や装備等の陸幕の各機能毎の所掌が、派遣準備～派遣間～派遣後の各段階において教訓業務を行い、自らの所掌に関する業務や装備品等の改善を行う。

例えば、派遣初期段階において装備系統が実施したイラク派遣に関する装備品の改善業務は、将来の作戦時の良い参考になるであろう。

(イ) 派遣部隊

派遣部隊はその派遣間、野外幕僚勤務に示されているような所謂、作戦要報、戦闘要報及び業務報告の類を作成、報告して、それらの資料等を参考に教訓を得て自らの作戦、行動の改善の資とする。

また、派遣間、結節となるあるいは重大な事案が生じた場合は、機を失せずAARを行い、自ら教訓を学び取り部隊行動の改善を図る。

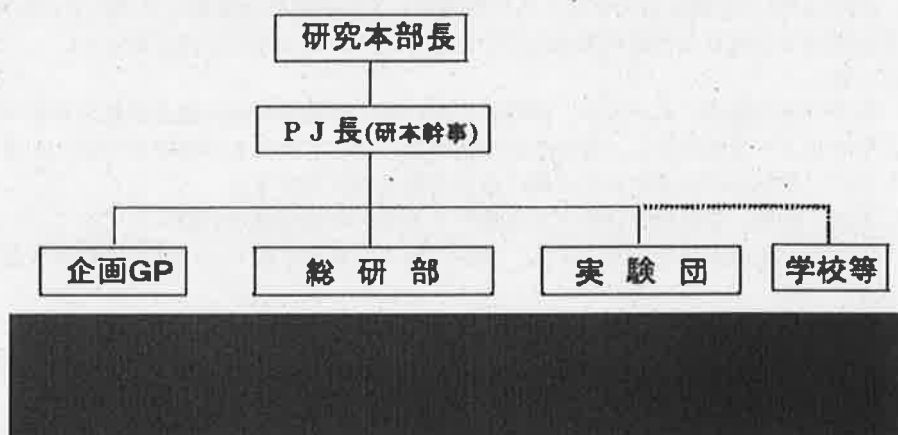
(ウ) 研究本部

研究本部が実施する教訓業務の守備範囲は、陸幕の指示による指揮・業務系統に係わる陸幕の特定のE E I (F T C等のE E I)のような特定の視点が適している。

また、陸自の研究機関として、陸長やRDOC等の研究本部の研究に資するE E Iについても、重要な教訓業務の守備範囲であり、これら研究に資する教訓業務を実施する。(「分析の為のP J編成のイメージ」)

ウ 組織的な分析を実施するため、イラク教訓取りまとめで実施したようなP J編成をとり、研究本部総合研究部、実験団、その他学校等の幅広い知見を加えて、組織を挙げて分析を実施する。

分析の為のPJ編成のイメージ



第4章 撤 収

第1編 イラク人道復興支援行動史

第1節 全般

1 撤収の決定に関する事実経緯

平成17年12月の基本計画延長に際し、撤収の要件として、①政治プロセスの進展、②現地の治安状況、③多国籍軍の活動状況、④復興状況の4要件が示された。

そして翌18年2月に実施された4カ国協議において、イギリス軍が5月にも撤収する可能性があることが明らかとなる中、3月にはODA大型案件としてのサマーワ発電所事業が開始され、5月にはイラク新政権が発足し、6月にはマリキ首相がそれまで不在であった内相・国防相・国家安全保障担当国務相を任命するとともに、ムサンナ県の治安権限委譲を表明した。

このような状況を踏まえて、平成18年6月20日に陸上自衛隊撤収命令が発出された。最後の陸上自衛隊派遣部隊である第10次イラク復興支援群は7月11日に第1波がサマーワを出発し、最後の部隊は16日にサマーワを後にした。

2 撤収の4要件の充足

基本計画延長に際し、撤収の4要件が示されたということは、政府内で撤収に関する認識が共有されたということであり、的確な撤収判断をする上で極めて重要なことであった。平成18年6月には、これら4要件が全て整ったとの判断のもと、直ちに撤収が決定されたわけである。4要件の充足とは次の通りである。

(1) 政治プロセスの進展

平成18年5月にイラク新政権が発足したことにより、安保理決議で定められた政治プロセスが完了するとともに、6月に入ってマリキ政権が内相、国防省、国家安全保障担当国務相の3治安閣僚を任命し全閣僚がそろった。

(2) 現地の治安状況

イラク治安部隊への治安権限移譲など現地の治安情勢に関わる状況のことであり、ムサンナ県において治安が安定し、かつ治安維持能力が向上したことから、平成18年6月にマリキ首相がムサンナ県の治安権限を多国籍軍からイラク当局へ委譲することを表明した。

(3) 多国籍軍の活動状況

ムサンナ県におけるイラク人自身による治安維持能力が向上したことに伴い、平成18年2月にはイギリス軍が5月に撤退する意図を有していることが顕在化した。

(4) 復興状況

現地の復興状況については、陸自派遣部隊の取り組んできた学校、病院、道路、その他の復興支援業務は既に完了し、平成18年3月にはODA大型案件の象徴とも言えるサマーワ大型発電所事業が開始され、6月下旬に着工式を実施することが決定した。

3 教訓事項

政治と自衛隊間での、撤収要件の具体化および要件充足の判断に関する事項の共有および緊密な議論の場の保持が重要である。

第2節 陸幕の実施した施策及び教訓・提言

1 人事—人事・留守業務(家族支援)

(1) 陸幕の実施した施策

ア 現地部隊長の厚生支援構想を早期に確立

(ア) 縮減後送及び処分基準の策定

(イ) 厚生支援見積・計画策定

(ウ) 同じ視点で陸幕でフォロー

イ 厚生支援業務の縮小

(ア) 厚生施設及び家族連絡支援の縮小

最後まで保持した機能＝個人の最低限の娯楽（ポータブルDVD等）及び家族連絡支援体制（最終的に衛星携帯）

(イ) 売店

撤収が決定後、閉店セールを実施し、在庫品の販売を促進。また、先発隊出発の前日（D-11日）まで売店を営業し、嗜好品を提供。

(ウ) 家族への情報提供

運用と緊密に連携し部隊の安全確保との節調を図り、帰国予定日及び帰国行事の予定について、家族へ連絡して家族の不安感を除去。

ウ 厚生物品の後送業務

(ア) 厚生物品の後送準備

後送計画に基づき、各物品に表示するとともに、本邦へ後送する物品については、後送業務隊と連携し整備・梱包を実施

(イ) 厚生物品の処分

処分に必要な時間・対価を適切に見積り、処分時期を決定

(2) 教訓

ア 後送間、家族との連携を維持することは、隊員家族の不安感除去に有効（保全に留意）

イ 厚生支援は、撤収隊力等を考慮すると、人員の撤収が開始されるまでのD-11日までの支援が限界であり、撤収直前まで支援できる体制の検討が必要

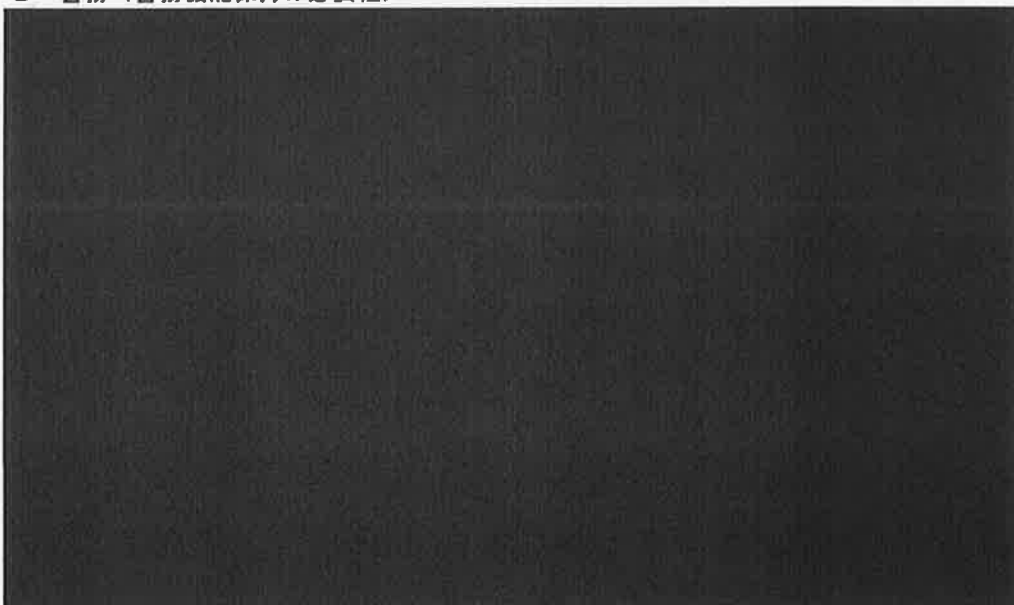
ウ 売店の在庫管理は、撤収時に隊員の購買意欲が増加するため、商品不足が発生しないよう適切に在庫管理するとともに、現地調達との連携が必要

(3) 提言

共済組合による委託型で売店運営できる方策を検討

第1編 イラク人道復興支援行動史

2 警務（警務機能保持の必要性）



3 衛生

(1) 陸幕が実施した施策

ア 撤収時の医療廃棄処分について

撤収時の医療廃棄処分できる限りクウェートまで後送しての処分を実施した。

イ 帰国後健康診断及び派遣要員の継続的なアフタケア

隊員の健康状態の把握や感染症等の持ち込み防止等の観点から帰国後の健康診断を実施した。帰国行事や派遣隊員の早期の原隊復帰等によりデータはそれぞれの個人身体歴での管理となった。

ウ 中央病院の後送医療チーム及びメンタルヘルス診療支援チームの派遣態勢

後送医療チーム及びメンタルヘルス診療支援チームは、任務中の事件・事案等による補償や武器使用等の資格がなく、外国出張と同等の扱いであった。

エ 人事等との所掌業務の責任区分

イラク派遣からメンタルヘルス支援やクールダウン等の事業を開始した。

オ 内局等派遣員に対する健康管理

内局及び施設庁から派遣された職員に対する現地での健康管理を衛生隊が実施した。内局等からの派遣要員には選考時の明確な健康診断基準がなく、派遣中に健康診断を実施する衛生計画はなかった。

(2) 教訓

ア 撤収時の医療廃棄処分

現地での衛生資材の廃棄は医療廃棄物としての適正な処理が必要であるが、現地契約業者の責任感の欠如から、廃棄物を郊外に不法投棄し、後に自衛隊撤収後の環境問題や地域住民の使用等による問題が生起する可能性があった。

イ 帰国後健康診断は極めて重要

帰国行事や派遣隊員の早期の原隊復帰等により一括した実施ができない場合、データはそれぞれの個人身体歴での管理となり、一元的な管理に支障が生じる。このため、帰国後の健康診断は速やかに実施すべきである。

ウ 中央病院における後送医療チーム及びメンタルヘルス診療支援チームの派遣態勢整備が必要

国外派遣の常態化や複数正面派遣への対応を考慮すると、各派遣要員の育成や現在の陸自医官のみの派遣（陸自計画による派遣であり中央病院の海空自医官からの派遣は実施せず）にとどまらない幅広い医官運用の検討が必要である。

エ 人事等との所掌業務の責任区分の明確化が必要

人事（服務、厚生等）との連携が不可欠であることから、所掌業務の責任区分の明確化が必要である。

オ 内局等派遣員に対する健康管理施策が必要

内局等からの派遣要員は、急進の選考が多いため、予防接種期間が限られる場合が多い。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(3) 提言

ア 撤収時の医療廃棄処分

衛生資材等の処分に関しては、バーゼル条約に非締約国との廃棄物の輸出入を原則禁止することが定められており注意が必要であるとともに、処分経費を削減するためにも保有量が最小限になるように派遣期間内での調整による在庫統制が必要である。(迫送が迅速に実行されるようになれば、在庫を減ずることも容易)

また、衛生施設等については、撤収状況や治安環境等により、その処置について柔軟に対応することが必要である。(イラク派遣では野外手術システム(方面隊用)を現地において不用決定)

イ 派遣要員の継続的なアフタケアに関する提言

メンタルヘルス面を含めたアフタケアの態勢に関し派遣部隊組織での継続的な隊員観察や追跡検査が可能となるシステム構築が必要である。

ウ 中央病院における後送医療チーム及びメンタルヘルス診療支援チームの派遣態勢整備が必要

医官は病院から派遣された際、当該科の補完体制が必要であり、派遣に関して部内外者の理解が必要である。

エ 人事等との所掌業務の責任区分の明確化に関する提言

戦闘を含めたより厳しい任務を遂行していく場合、メンタルヘルス支援やクールダウン等の事業は更に重要となるため、業務の推進が図られるよう人事等との責任区分を明確にし、協力態勢を保持する必要がある。

オ 内局等派遣員に対する健康管理施策に関する提言

内局等派遣要員においても、陸上自衛隊に準じた健康管理に関する施策の確立が必要である。

4 広報

(1) 陸幕が実施した施策

ア 撤収時の報道対応組織

クウェートにプレスセンターを設置し、イラク入りできない邦人メディアのための報道態勢を確立した。じ後、市ヶ谷→防衛記者会、サマーワ→現地メディア、クウェート→邦人メディアを報道対応の窓口とし、統一した報道対応を実施した。

イ 報道対応（撤収時）

(ア) 18. 6. 23（金） 内閣官房における3省庁担当課長級会議

a 庁の方針

(a) イラク派遣部隊の撤収に係る報道対応については、撤収部隊の安全確保を最優先することを基本とし、部隊の安全確保に影響する情報については、管理の徹底を図る。

(b) 現地における取材対応は、クウェートを拠点として行うこととし、部隊の安全確保に影響を与えない情報については、報道機関に積極的に発信することとする。

b 内閣官房

(a) 庁の方針を了承

(b) 防衛庁と連携し、各報道機関本社幹部等に上記方針を伝達

c 外務省

(a) 外交ルートを通じ、イラク政府及び英・豪に協力を要請

(b) 英・豪軍のサマーワからの部隊撤収時のプレス対応について聴取

(イ) 報道対応

a 18. 7. 7、サマーワからの先遣部隊の部隊移動について、報道公開の前提で対応中のところ、7日2000、長官の指示により報道公開を中止した。すでに、クウェートでは、アリ・アルサレム空軍基地において、報道機関は待機中であり、突然の中止の通知に混乱するとともに、防衛庁でも防衛記者会からの批判が相次ぎ、2230から長官の臨時会見を開くこととなった。

b 翌日の新聞等では、報道公開中止に関する批判的記事が掲載された。

(2) 教訓

ア 撤収時の報道対応組織に関する教訓

クウェートでの報道対応拠点の設置が、邦人メディアのイラク入りを局限するための一つの方策ともなった。

報道機関としても、イラク入りができないことから、できる限りクウェートにおける取材を重点においた報道を企図していた。そのため、クウェートでの報道対応の所用が増大し、主導的な広報対応が必要であった。

イ 撤収時の報道対応に関する教訓

a 報道公開ニーズへの対応は重要である。

サマーワからクウェートへの初めての物資の輸送及び人員の撤収については、報道公開のニーズが大きく、5月中旬から関係部署と調整し、初めての物資輸送（6月25日、車両17両をトレーラーで輸送）については、報道公開が支障な

第1編 イラク人道復興支援行動史

く行われた。

b 政府と岸との一貫性ある報道対応が必要である。

人員の撤収（移動）については、事前に官房広報課から長官等への説明が行われておらず、安全確保の観点から報道公開が中止されたものである。報道機関として人員の撤収について、先遣と最終波のみの公開で、その間は隊員等の安全確保の観点から報道しないことに合意していた。官邸連絡会議においても、人員の撤収の報道公開について、了解が得られていた。（政府・岸レベルの広報戦略が必要）

（3）提言

ア 撤収時の報道対応組織に関する教訓

今後の国際貢献活動等において、活動地域の状況に応じ、安全な地域における報道のための拠点設置を検討

イ 撤収時の報道対応に関する教訓

部隊・隊員の安全確保と報道対応については、政府から部隊までの一貫した基準を設けるとともに、報道協定との関係を整理し、隊員と部隊の安全確保と報道公開について、統一した対応方針の確立が必要である。

5 民事－住民施策、ODA

(1) 陸幕が実施した施策（撤収構想）

情勢不安定な中において活動を開始した日本隊が、逐次復興の実感を与えつつ活動を行ってきたが、その日本隊が撤収するにあたり、現地の人々が復興を実感し、感謝に包まれながら撤収するためのトリガーとして橋梁及び電力事業等の大型ODA案件の始動が用いられた。

時期	活動内容
16. 8. 31	ODA大型案件（電力事業・橋梁事業） 第1回現地調査
16. 11. 22	第2回現地調査
17. 3. ～	大規模ODA本格始動
17. 8. ～	橋梁案件着工
18. ～	電力案件着工
18. 7. 17	イラク撤収完了
18. 9. 9	イラク後送業務隊撤収完了

(2) 教訓

案件形成から通常5年余を要する大型ODA案件が、関係者の努力で迅速円滑に進められ、現地部隊の支援もあって、僅か2年で成立に至っている。

派遣部隊の自隊施工から始まった復興支援が右肩上がりに移し、大型ODA案件形成という形で現地住民に満足感を与えつつ円滑に撤収に結びつけることができたのは、良好な前例である。

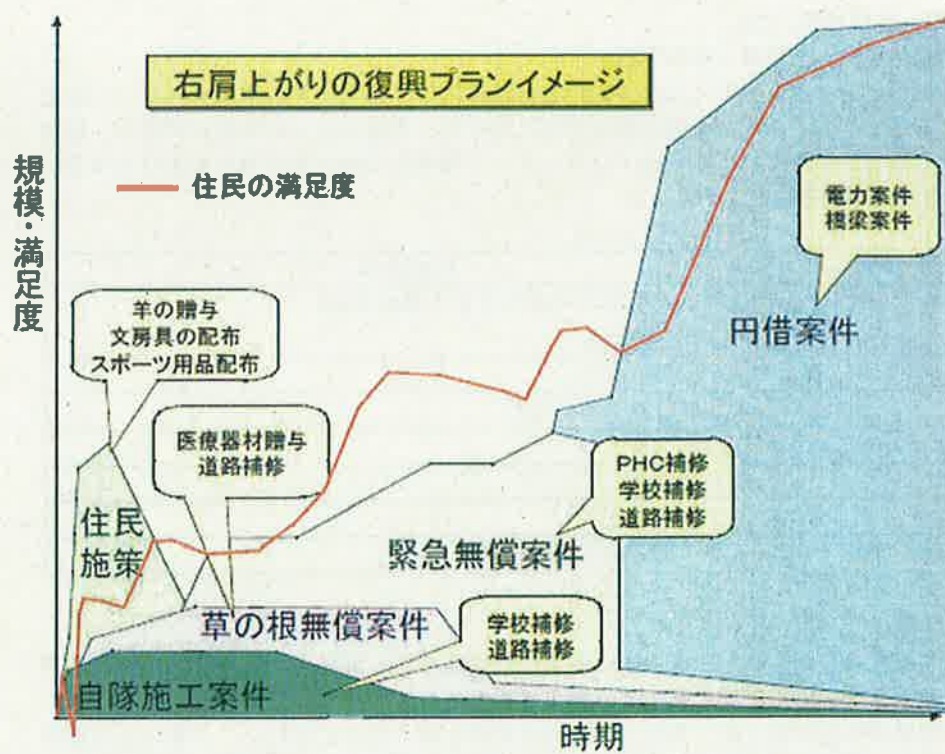
(3) 提言

国際貢献において、陸上自衛隊が復興支援を担うことには、撤収機会の喪失という危険性を伴う。

陸上自衛隊の保有する能力を駆使して行う復旧は、被災直後、停・終戦直後の応急復旧段階においてその効果を発揮する。復旧の進捗に伴う、復旧段階から復興段階への転換点は、当事国の状況からある程度、見出すことができるため、それを契機として陸上自衛隊による活動に終止符を打ち、撤収することができる。

しかし、ODAと提携しつつ、停（終）戦に伴う復旧・復興支援を陸上自衛隊が担う場合、民間人の入国に支障がないほど国情が安定するまでの間、ODAコーディネーターとして当該国に派遣を継続しなければならないという状況を生み出しかねない。復旧に伴い国情が安定し、ODAの案件形成のために民間人が入国できるような情勢になれば、緊急無償資金協力等の経済的支援に円滑に引き継がれるが、早期に安定する保証はない。知識と経験があれば、陸上自衛官にもODAの案件形成は可能であるが、特定国家に対する長期に及ぶ国際貢献の継続という事態を招く恐れがある。

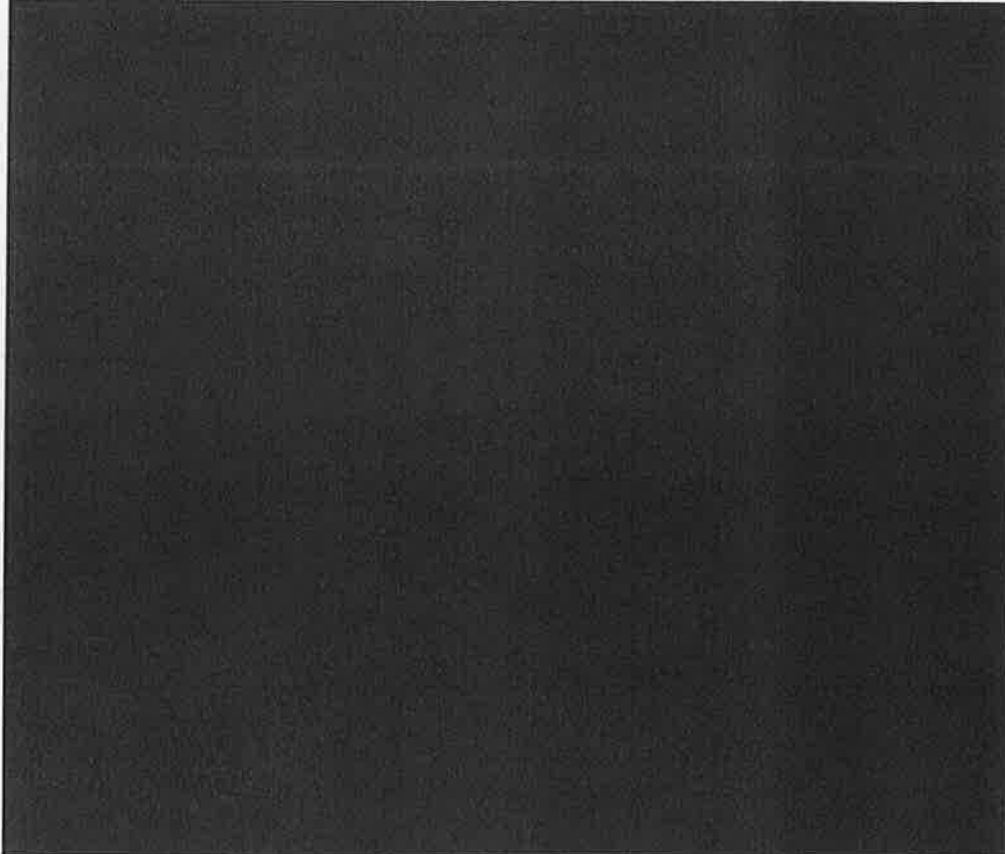
第1編 イラク人道復興支援行動史



第4章 撤収

6 情報通信

(1) 陸幕が実施した施策



第1編 イラク人道復興支援行動史

イラク復興支援群等の通信(経緯)

6

		15年度				16年度					17年度			
月	12	1	2	3	4	5	..	8		3	4	5	6	

7

月	17年度									18年度			
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7

オ 教訓

(ア) 現地の判断のみならず、本邦におけるニーズとの節調を考慮した調整を当初から実施するとともに、使用者の利便性及び不測事態対応を最大限考慮して撤収の計画に反映が必要。

また、L〇展開地域の器材撤収に関しては、早期かつ主導的に通信要員の派遣時期を調整し、骨幹回線を努めて長く維持することが必要。

(イ) 早期の段階における構想の確立と、構想の徹底の必要性及び重要性

(ウ) 綿密な調整に基づく事前準備の周到

(エ) 早期からのニーズの把握及び輸送を含めた可能性の詳細な検討に基づく計画・実行への反映

(オ) 官民一体となった任務遂行の重要性

(カ) 国際貢献装備（民生品活用分を含む）保持の全体像は一度整備されているが、イラク使用器材の再活用に関しては、通常どおり予算要求するものとの関係を含めて明確に整理されていない。

撤収確定までに事後の活用要領の検討（器材の整備及び保管用倉庫の予算要求、器材維持に必要な経費の検討、器材維持に必要な人員の検討等）が必要

カ 提言

(ア) 計画の策定に際しては、確実に現地及び本邦のニーズを確認し、実行の可能性との節調を図りつつ綿密に調整するとともに、骨幹回線を努めて長く確保し得る様、調整すべきである。

(イ) 時使用器材の再活用に関しては、予算・編成等幅広い分野での対策処置を確立する必要がある。

第1編 イラク人道復興支援行動史

7 兵 站—兵站支援

(1) 陸幕が実施した施策

本派遣は、復興支援業務と並行して未使用品の処分・後送等を先行的に行い、命令後約3週間でサマーワから部隊を完全離脱させたものである。

ア 18. 2. 21

[Redacted]

イ 18. 4. 10

(ア) 撤収支援隊（仮称）先遣隊18名出国。ただし、人事上は5次業支援隊の交代要員。じ後、不用決定の準備及び未使用装備品等のサマーワからクウェートへの後送業務を開始した。

本邦持ち帰り以外の装備品等の処置については、時間的・法的制約から、不用決定後、それぞれの特性に応じて破棄（全装備品の銘板の除去、武器輸出規制等該当装備品の破壊、環境破壊につながるものの処理業者への委託、宗教・風俗上考慮を要するものの焼却等）し、イラク国軍等へ引き渡した。

(イ) 現地の後送、不用決定業務の円滑化のため、陸幕・補統主体で各物別の専門知識を有する要員を派遣。ただし、特技者が配置されていない部署特に弾薬は基礎的識能を有していないことから後送計画作成から梱包の一連の業務を通じて、その都度本邦の指示を受けながら実施することにより、作業効率が悪かった。より早い段階から物品管理・後送支援のための各物別要員を派遣することができれば更に有効。撤収には政治決心が必要であるが、物品後送は、整備その他の目的で派遣間常時行うものであり、対外的説明も容易

[Redacted]

しかし、7次群以降、復興支援業務の傍ら物品掌握・選別・未使用物品の後送を逐次推進していたことが、撤収命令後3週間でサマーワから部隊が完全離脱し得た大きな要因であった。

(ウ) 撤収に伴う物品の処置については、物品管理法に基づく不用決定の後、経済協力法やイラク特措法を根拠として、派遣国等へ「譲与（又は譲渡）」する枠組みの適用が可能である。

本派遣では、時間的な制約、法律上の譲与先・譲与可能な物品の範囲等の制限により、医療器材の一部をイラク特措法に基づき「譲与」した。

[Redacted]

ウ 18. 6. 20

(ア) 政府による撤収決定を受け、26日後送業務隊が出国。じ後、本格的な撤収業務を開始。まず、概略選別した使用可能品をサマーワからクウェートへ輸送し、細部選別・（不要品の処分）・洗浄・乾燥→各物別・A別・輸送区分別の仕分→保管→パン詰→発送という業務の流れ。また、輸送役務は、地上輸送と海上・航空輸送別々に、かつ、各便ごとに契約した。

第4章 撤収

(イ) 後送計画における後送先の決定について、本作戦では、まず再補給先部隊を決め、次いで各方面隊整備担当部隊（クウェートからの発送先）を決定した。この際、整備所要が大きな車両等については、各方面隊に他の装備品は関東補給処に後送した。これにより、方面隊の整備所要を平準化するとともに、多品目の整備を一元化することができ、整備期間の短縮になった。

エ 18. 7. 17

(ア) 10次群等サマウワから離脱完了。後送業務隊は、これらの帰国支援を実施するとともに、装備品等の後送業務を継続。8月4日麻生外相がクウェートの洗浄施設等を視察し、その帰国報告において、首相が自衛隊の撤収業務、特に、検疫上の考慮について高く評価された。

また、後送業務隊と業支隊クウェート分遣班との業務区分が不明確であったが、後送業務隊の柔軟な部隊運用により、追加任務（大使館LO、群等の帰国支援、ナビスタ国境通過支援業務等）に対応した。

検疫は、国内に常在しない感染症及び人・動植物に影響のある病虫害等が船舶・航空機を介して国内に侵入することを防止するため、入国検査時に行われる厚生労働省、農林水産省が所管する制度。その目的から、自衛隊の行動に際して適用除外とされる他の法令（道交法、火取法、消防法等）と同様に扱うべきものではなく、必ず対応しなければならないため、今後は、如何に効率的に行うかが課題である。

(2) 教訓

ア 撤収（後送）に関する考え方

(ア) 海外派遣は、限られた編成・期間内での任務遂行であり、物品管理所要も国内に比べて膨大で、その掌握は困難を極めることは必然。更に、撤収には政治決心を要するため、その開始時期は不透明である一方、日本の各種法律により部隊行動が制約されるとともに、決定後の行動には迅速性が要求され期間的にも制約を受ける。

このため、政治・世論による影響を局限し、部隊の整齊・円滑な離脱・離隔作戦に資するため、可能な限り早期に各物別の専門的知識を有する要員を派遣して、物品の掌握・整理、不要品の処分・後送等を実施させることが必要。結節をもっ

第1編 イラク人道復興支援行動史

て撤収するのではなく、後送の枠組み等で「常に部隊行動が可能な状態（Ex. 指揮所の移転等）を作る」ことが重要

- (イ) 物品の派遣国政府等に対する譲与（譲渡）については、現行法制下では省・陸自にその権限が全くなく、その都度、経済協力法、PKO法、その他の特別措置法等に照らし、長時日をかけた外務省・財務省等との事前調整が必要。また、国家の代表として国際貢献に任ずる派遣部隊指揮官の自主裁量の余地も皆無であり、国際貢献活動の現地の実相と実態から大きく乖離。特に、本派遣のように、撤収の政治決心の時期等が浮動する状況において、各種条件が付された根拠法令等などは有名無実

このため、現行法令の改正を含め、省以下（望ましくは現地指揮官）の判断で譲与、緊急破棄等を実施し得る枠組み構築及び関係省庁との調整・手続きの簡素化が必要

- イ 撤収における装備品等の後送業務には簡明さが必要

撤収においては、まず、本邦後送後の整備・輸送・再補給までの業務の合理性を重視するのか、派遣先からの迅速な離脱・離隔を重視するのかを決定することが重要。本作戦のように迅速な離脱・離隔を重視するのであれば、時間制約が大である装備品の後送業務を簡明にし、中継地において後送業務を適切に実施する必要がある。

- ウ 早期の輸送力確保及び一括概算契約の追求

派遣準備と同様に撤収に伴う装備品等の後送業務においても、輸送役務契約の締結は極めて重要であり、業務所要に大きく影響（例えば、後送に伴う現地の諸作業及び発地から着地まで同一企業による受注が否かによって、作業・調整所要が左右）

このため、契約内容は、輸送の柔軟性、端末地における業務の軽減、艱難・不測事態時の対応の容易性の観点から、梱包、パン詰、陸上輸送、荷役作業、現地到着後の輸送等一連の業務全てを含んだ一括概算契約が有利（可能であれば、洗浄施設・倉庫・事務所等の港湾施設の使用まで包含）

(3) 提言

- ア 政策提言（国家レベル）

(ア) 省・自衛隊としての組織的な防疫・検疫対策の検討

（特に、実行組織の整備）

- (イ) 国際貢献活動の実相と実態に応じたの物品譲与の枠組の構築

（一般法の整備、省への権限委譲、手続きの簡素化、緊急破棄等）

- イ 将来体制等への反映（陸幕レベル・CRD支援態勢への反映）

(ア) 撤収（後送）に関する考え方

a 現地における物品の掌握・整理、不要品の処分・後送態勢の早期確立（各物別の専門的知識を有する要員の増加派遣）

b 現地の負担軽減のため、後送品の本邦受け入れは中央一括

- (イ) 融通性ある輸送力の早期確保のための一括概算契約の追求

まとめ

まとめ

活動を通じての2大懸案「復興支援」と「安全確保」に関する教訓

第1編 イラク人道復興支援行動史

1 復興と治安の安定の関係

(1) 事実経緯

第1次イラク復興支援群は、平成16年4月以降、復興支援活動と並行して現地住民との各種交流を活発に実施するとともに、在サマーワ連絡事務所を開設した外務省と連携して陸上自衛隊の事業とODAとの接続を図ることができた。ODAについては、邦人拉致事案に伴って4月14日に発出された退避・渡航延期勧告により民間人の渡航が制限されたため、当面、民間企業によるODA大型案件の投入は困難な状況となり、給水車、医療器材等の供与や可能な範囲での現地住民の雇用拡大に資する事業を推進した。このような、陸上自衛隊の事業とODAの連携や雇用の拡大によって、逐次、地域住民の期待に応え、地域が復興し、治安回復・安定に貢献していった。そして平成18年3月にODA大型事業としてのサマーワ大型発電所事業が開始され、同年6月に陸上自衛隊撤収命令が下された。

(2) 復興と治安の安定の連鎖

復興と治安の安定は常に連鎖する関係にある。つまり復興が進捗して現地での豊かさが実感できるようになると、住民の中に安定を求める気運が高まり治安が回復してくる。安全になれば大型の復興支援案件が入ってくることとなり、一時的ではあるが雇用が創出されるとともに、更なる復興に繋がっていくのである。復興が進み産業が復活を果たせば、安定的な雇用が増大し、地域の安定化を促進する。これが復興と安定の「正の連鎖」であり、理想とすべきグランドデザインである。

今回の復興支援活動においては、派遣間は地域との繋がりを緊密にするとともに、陸上自衛隊の事業とODAの接続、及びODA大型事業の誘致努力を実施した。本派遣では、復興と治安の両面において、応急復旧的な支援措置を実施する陸上自衛隊の役割が基本的に終了し、最終的にはサマーワ大型発電所のようなODA大型事業が開始されたことによって自立的な復興の段階に移行し始め、国際社会と連携してのイラク人の復興努力の支援という陸上自衛隊の活動目的が達成されたと判断され、撤収することが決定された。

しかし、もし仮にODA大型案件への移行がなければ、陸上自衛隊による復興は限界を迎え、住民意識は満足から不満へ変化し、陸上自衛隊から心が離れていき、治安悪化という部隊の安全にも影響を与えるような悪循環すなわち「負の連鎖」に陥るようなことにもなりかねなかったのである。

(3) 教訓事項

ア 関係省庁や民間との連携をふまえたオールジャパンとしての復興支援のグランドデザインの保持が重要である。

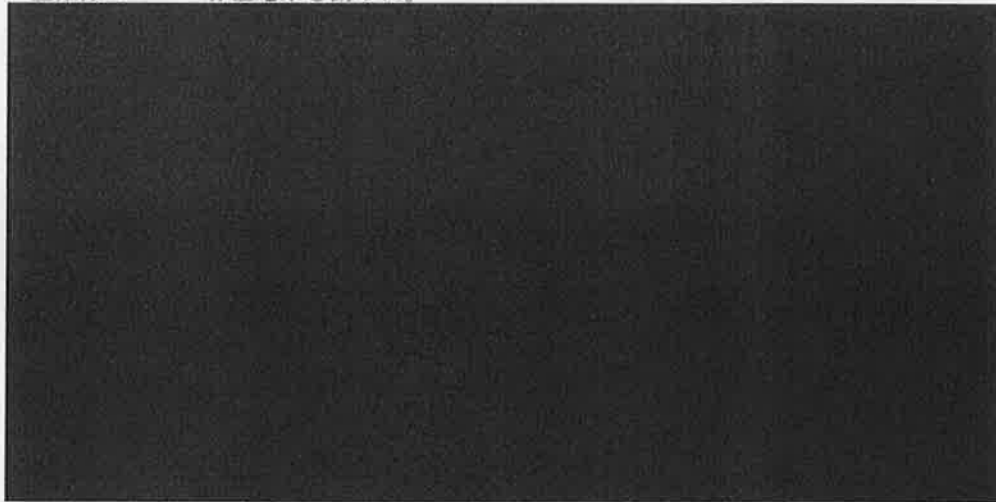
イ 復興と安定の「正の連鎖」の構築を図っていくことが活動を成功させるポイントであり、これが進捗するような復興戦略を確立・維持した上での復興支援活動が重要である。

2 安全確保

(1) 事実経緯

武器使用に関し、平成15年7月9日のイラク復興支援特別措置法案の参院連合審査会において石破防衛庁長官（当時）は、拉致された隊員の「搜索」の際の自衛のための武器使用は可能との考えを示した。

派遣準備間においては、派遣隊員の服装を緑色の迷彩服にして日の丸を表示、装備品の砂漠地域での使用を考慮した改善、宿营地警備のための監視システム導入等、安全確保のための各種施策を講じた。



(2) 武器使用規定と安全の確保

ア 武器使用規定

武器使用規定については、カンボジアPKO以来これまでの海外活動等において逐次に変遷してきているが、今回のイラク派遣においても派遣の枠組みとして法制上は人道復興支援活動に必要な武器使用権限が担保された。現在に至るも危害許容要件は正当防衛及び緊急避難に限られてはいるものの、陸上自衛隊初の海外活動であったカンボジアPKOでの防護対象は、自己並びに現場に所在する他の自衛隊員及び国際平和協力隊員のみであり、武器使用の判断も隊員個人の判断のみによっていたが、平成10年の法改正により隊員個人の判断のみでなく指揮官の命令による武器使用の規定が追加されている。

また、平成13年のテロ特措法では職務に伴い自己の管理の下に入った者の防護のための武器使用が明確となった。同年PKO協力法も同様の改正が行われ、以後のPKOでも同様の枠組みが適用された。

今回のイラク派遣では現場に所在する他の自衛隊員の枠組みに宿営地にいる外務省職員のようなイラク復興支援職員が防護対象として追加されるとともに、いわゆる「駆けつけ警護」として拉致された隊員の搜索の際に攻撃を受ける等の危険が生じた場合は自衛のための武器使用が解釈上可能となったのである。

第1編 イラク人道復興支援行動史

イ 各種の安全確保施策

安全確保のための施策に関し、はじめに強調すべき事項として適切な活動地域と任務の選定がある。それはサマーワという地域において人道復興支援活動を実施するという任務が付与されたことによって実は、派遣間の終始を通じる安全確保の基盤が形成されたのである。

このような基盤の中で、陸上自衛隊は派遣準備から派遣間の終始を通じて安全確保のための各種施策を行った。まず、日本からの派遣であることを明示するために、隊員の服装を日本国内で使用する緑色の迷彩とし、服装・車両に日の丸を表記し、その日の丸の大きさや添付場所にも着意して明瞭に識別可能とするとともに、イラクの高温・砂塵等に対する装備品の改善、監視システムの導入等の直接的な安全確保施策を施した。また、派遣前における武器使用基準に関する徹底した教育訓練の実施、北富士演習場に設置した「模擬サマーワ宿営地」における実際の訓練等により隊員及び部隊のスキルアップを図った。

(3) 教訓事項

安全確保施策の徹底した実施は、いかなる任務の遂行においてもその基盤であり極めて重要である。